

市総務局人事部給与課長、人事課長以下、市労組連執行委員長以下との本交渉

令和 6 年 4 月 11 日（木曜日）大阪市労働組合総連合（市労組連）との交渉の議事録

（市）

特殊勤務手当の改正について、国から地方公共団体の職員が行う現場業務は災害応急作業等手当の支給対象作業に該当し得る旨が通知されたことを受けて、本市においても、職員が災害の発生した地域に派遣されて行う作業等については、精神的・身体的負担が大きいこと及び国、他都市との均衡を考慮し、当該作業等について、特殊勤務手当の対象とし、新たに手当を設置することとしたい。

新たに設置する手当は、災害応急作業等派遣手当としたい。支給対象業務は、災害が発生した地域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧のための作業等ということになる。支給額が日額 1,080 円、ただし作業等が深夜において行われた場合には、100 分の 50 に相当する額 540 円を加算する。実施時期については、令和 6 年 1 月 1 日から適用としたい。

続きまして、ボランティア職免の改正について提案させていただく。

令和 6 年 1 月 1 日に発生しました能登半島地震の被災地では、いわゆる災害ボランティアについて、順次受け入れを開始され、今後も息の長い支援ボランティア活動が求められているところである。ボランティア活動については、阪神淡路大震災の被災地において、多くのボランティアが活躍したことを契機として、その意義、必要性についての認識が社会一般に浸透したもので、今後も社会的に重要な役割を担うものとの認識が広まっているところである。また職員がボランティア活動に参加することは行政とは異なる側面から、市民生活に触れることとなるなど、視野を広めて、ひいては行政面でもよりよい効果をもたらすものと考えられている。

これらを踏まえて職員がボランティア活動に参加しやすい環境を整備し、その活動を支援していく趣旨のもと、国、他都市との均衡を考慮して、職務に専念する義務の特例に係る取り扱いのうち、ボランティア職免について、次の通り改正したいと考えている。

改正内容としては、これまで無給の職免であったボランティア職免についてを廃止し、その代わりに有給の特別休暇としてボランティア休暇を新設するものである。ただし、会計年度任用職員については現行の職免の取り扱いのままにしたいと考えている。

実施時期については令和 6 年 6 月 1 日としているが、準備等が整い次第、それ以前からも実施をしていきたいと考えている。また対象活動、日数については、現行から変更はない。参考で、現行の対象活動も掲載しているのでご確認をいただきたい。

以上、2 つの案件につきまして本日提案をさせていただいたところであるが、特殊勤務手当の改正につきましては条例改正の手続きが必要となっており、そこを考慮すると本日がぎりぎりの日程となるため、またボランティア職免の改正につきましては、ボランティア活動等へ支援していくという趣旨からも、速やかに改正を行うこととしたいため、本日も判断

いただきたいと考えている。何卒よろしく願います。

(組合)

ただいま、特殊勤務手当の改正とボランティア職免の改正についてということで提案があった。

まず最初に特殊勤務手当に関連して市労組が1月18日に特殊勤務手当の支給ほか申し入れをしている。国の総務省通知も1月19日に出された中で、今日、3か月もかかっており、それも条例化に向けてぎりぎりの日程ということで、いつもいろんな課題で申し上げているが、もう少しきちんと議論ができる、余裕を持った提案をしていただきたい。現場に下ろして組合員の声もなかなか聞くことができないということでは、まともな労使関係ではないと思う。次回の提案からですね、時間に余裕を持った提案をしていただきたい。

特殊勤務手当とは別の災害派遣手当の新設ではなくて、特殊勤務手当の種類の1つとして新設するものとの理解でよいか。また、今回の災害応急作業等派遣手当は災害対策基本法に基づく災害派遣手当と別物か。

(市)

災害派遣手当というものは、他の自治体から派遣されて本市にやってきて滞在する職員に対して支給するものとなっているので、今回の手当とは別になる。今回はあくまで特殊勤務手当の種類の1つとして新設する。

(組合)

災害が発生した地域とは災害救助法が適用される市町村の他に、災害対策法による職員派遣要請のあった市町村や広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画に示されている市町村も含まれるのか。

(市)

今回要件としては、災害対策基本法に基づいて、災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の地域に派遣されて行う作業または業務ということを想定している。災害救助法の適用はもっと狭い範囲だと思うが、災害救助法より広いということになるし、災害対策法による職員派遣要請のあった市町村ももちろんこれは含まれる。また、指定都市市長会行動計画というのも、これは震度6弱以上の地震またはそれに相当する災害ということで、災害対策基本法に基づいて、災害対策本部を設置するよりも少し狭いというふうに思うので、すべて、基本的には含まれる形に結果としてはなるんじゃないかなと思う。

(組合)

災害応急作業等派遣手当の等は何を指すか。

(市)

作業と業務を想定しており、それを作業等という言い方をしている。

(組合)

支給対象業務について、総務省通知ではかなり限定的に示されているが、大阪市としてどのような業務を考えているか。また、支給対象となる業務の詳細や例示を示すのか。

また、対象業務は条例に書き込むのか又は規則や運用で対応するのか。

(市)

今回は被災地に派遣されて行う業務ということで、かなり余震もあるような中、通常とはインフラも整っていないとか、通常と違う指揮命令系統のもとでの業務なり作業なりというふうになると考えており、支給対象業務を限定するということは想定しておらず、被災地において行う災害応急対策等の作業すべてというふうに考えているので、詳細とか例示というのは示すということは考えてない。

同じく業務によって対象となる職員を決めるのかということだが、限定しないので業務によってこの人が対象ということは規定しない予定である。

対象業務を限定しないので、条例に書き込むということは想定していない。

(組合)

手当額 1,080 円の根拠は。

(市)

手当額 1,080 円の根拠は、国と同様の金額を設定している。

(組合)

業務によって手当額が変わることはないか。

(市)

業務によって手当額が変わることはない。ただし、深夜にかかる場合は加算があるということになる。

(組合)

他の特殊勤務手当の重複支給は可能か。

(市)

可能としている。

(組合)

派遣された後すでに退職した職員にも支給されるということではないか。

(市)

支給対象になる。

(組合)

様々な特殊勤務手当の業務でいろいろ高所作業手当とか、その中でも業務が限定されているというところでの質問をした。今の回答で、そういった詳細は設定しないということだが、今後起きる能登半島地震ほどではないけれど、災害対策法にかかるような、地震なり災害が起きたときにも同じような対応になるのか。

(市)

要件として災害対策基本法に基づく災対本部が設置された市町村において派遣要請があつて行くときになる。

(組合)

手当が 1,080 円というのは非常に少ない。お昼ご飯代で終わってしまう。通常業務と違って、提案にもあるように精神的にも身体的にも非常に負担が大きい。帰ってきてからもその辺の惨状を見たことによる精神的な負荷がしばらく続くというところで、もっと引き上げられないか。

それで最初に言わせてもらったが、なんで国の通知が出てから 3 か月近くもかかってしまったのか。それについては、だいたいこういう話が出だしたのは、通知 1 月 19 日で。

(市)

条例改正しないといけないというところ、条例の規定をどのように書くか、また、金額をどうするか。あと、国はかなり業務を絞っているんで、業務を絞るのかどうかというようなことを国とか他都市の状況とかを踏まえて、本市で検討するにあたって、一定、時間がかかったというところである。ぎりぎりの日程でご判断をお願いしているので、それについては申し訳ないと思う。

(組合)

深夜にかかるっていうのは通常の 10 時以降という理解か。

(市)

そうである。10時から5時。

(組合)

特勤手当の部分で直接かかわらないが、この間、市の職員の知り合いの方が、能登半島の支援に行って、どこに泊まったのって聞いた。そしたら、民宿に泊まったって言うけれど、その民宿の写真を見せてもらったら黄色い紙が貼ってあって、ここは危険な建物という意味なのか。そんなところに宿泊しているのか、直接関係ない話ではあるが。

(市)

危機管理室が確保した民宿などに泊まっているというふうに聞いている。

(組合)

特殊勤務手当について、できれば金額を上げてほしいが、とりあえずはこれで一応は了解する。

(組合)

以前、ボランティア休暇であった時期があったと思うが、その期間はいつからいつまでか。

(市)

ボランティア休暇については、平成9年4月から平成25年3月まで特別休暇として措置をしていた。

(組合)

市労組連としてもボランティア休暇の復活を求めてきたが、いま切り替える理由は。

(市)

先ほどもご説明したとおり、令和6年1月の今回の能登半島地震というところでボランティアの必要性が高まっているという状況であったり、国、他都市の状況を鑑みて、検討を行ったところである。

(組合)

能登半島地震の復興が一定進めばまた無給の職免に戻すのか。それとも恒久的に有給の休暇として取り扱うのか。

(市)

今回、能登半島地震を契機にした改正としているが、特に復興に限ったというわけではない。引き続き、特別休暇として取り扱っていくというふうに考えているが、今後の改正動向については、現時点では、特段、何か判断しているものではない。今必要だということで特別休暇で措置をしていきたい。また必要に応じて、国、他都市の状況等、もし何か変化があればそういったところも踏まえて、検討していくということになる。

(組合)

なぜ、会計年度任用職員や臨時的任用職員は無給の職免のままなのか。賃金水準が低い職員が無給でそれより高い水準にある本務職員が有給なのか。社会的貢献になぜ雇用形態を持ち込むのか。会計年度任用職員や臨時的任用も有給休暇とし、日数を本務職員と同等にすることを強く求める。

(市)

臨時的任用職員については本務と同様に、今回、特別休暇として移行していきたいというふうに考えている。ただ、現状もそうであるが、任用期間等も踏まえて日数については、6月につき2日というふうになっている。

会計年度任用職員については、地方公務員法の改正趣旨を踏まえて総務省通知等を参考に他都市との均衡を考慮して設計を行った。国の非常勤においても、特段、ボランティア休暇は適用がない。また、職免についても措置されていないという状況である。それから大阪府においても参考になるが、同様に特別休暇や職免がない状況である。

本市においては、そういった状況であるがボランティア参加そのものを否定するものではない。会計年度任用職員制度導入時に本務は職免、無給であったということから会計年度任用職員についても同様に職免、無給とする措置としてきている。今回の改正においても無給の職免として引き続き残すとしているが、新たに休暇として新設することについては他都市、国の状況を鑑みると困難であると考えている。

(組合)

復興が一定進めば無給に戻るといったことは、今のところは考えていないと。職免の社会貢献活動の範囲、地震とか災害以外にも、障害者支援施設とかの施設における活動とか、日常、疾病とかの状態として日常生活を営むのに支障がある者の介護とか、日常生活を支援する活動もそういった対象に入っているわけで。今後の解除する予定はないと言っていたが、ここから復興が進んだから、次、戻しますよというね。有給になったり無給になったりするの。災害だけやったらまだしも、その他の社会貢献活動も頑張っておられる職員もいるわけで、その度ごとに有給になったり無給になったりするの是非常に理不尽だと思う。これは是非とも、復興が進んだとしても続けていただきたいということを強く要望したいと思う。

社会貢献するということで採用形態で差別されてるのはどうかと。ましてや、賃金水準

が低い層の方が無給で、それ以外のところが有給ということ。これ誤解してもらったら困るが、本務の方を無給に戻せと言ってるわけではないので、そこは間違えないようにして欲しい。

やはり、今やもう会計年度も職場の中でも3割4割占めるような状況になってきてる中で、本務は有給で行けるけど、会計年度は日数も少ないし、無給の上に自腹切っていかなあかんというところ。ただでさえ賃金水準が低い中で躊躇してしまう。社会貢献したいと思っても躊躇してしまうというところでは、国とか府とかの動向も見るのも良いが、そこはやはり、大阪市が大都市として率先して、職員にもそういった社会貢献活動ができるような制度にしていきたい。

最近、震度5の地震があちこちで頻発してて、いよいよ南海トラフが来るのではないかと言われている時に、大阪市は逆に全国から来てもらわないとあかん立場になるわけである。そういったことを考えると、他都市でそういったことが起きたときに少しでも多く社会貢献しようという職員がたくさんいると思うので、是非ともその人たちに頑張ってもらえるようにするために、是非とも道を開いていただきたいというふうに思う。

とりあえず、条例化があるので、一応、前進事項なのでね、条例化でこれはうちが会計年度任用職員の部分まで飲めるかって言われると飲むことはできないと思う。是非とも、また、今後、条例化されたとしても改善の提案をしていただきたい。

教職員のボランティアは。

(市)

教職員についても同様に変更する予定となっている。

(組合)

それはまた教育委員会から学校の組合の方には提案されるのか。

(市)

今回のこの本交渉の方で提案しているという認識である。

(組合)

条例がきちんと早く、行きたいと思ってる職員さんもあると思うので、速やかに周知していただいて、ボランティア参加するときにきちんとそれは安全に参加できるように集中していただきたい。

(市)

一点、補足になるがボランティア職免を廃止してボランティア休暇にするにあたっては、人事委員会規則のほうになる。あと2号職員については就業規則の方で改正していくとい

うことになる。条例ではない。特勤手当は条例になるが、ボランティアの方は規則改正という事になっている。

(組合)

はい。